

受講料無料

令和6年度 岩見沢市市民後見推進事業

市民後見人

養成講座 (基礎編)

地域に後見こうけんしませんか？

あなたの力が必要です。

市民後見人とは？

認知症や障がいなどによって判断能力が低下した方の権利や財産を守る成年後見制度。

市民後見人は、一般市民の方が成年後見人などとなり、同じ地域に住む身近な存在として、今までの社会経験や知識を活かし、ご本人に代わり必要な手続きやお金の管理などを行います。

日時

9月24日～10月15日 9時～16時

毎週火曜日 全4日間 ※日によって開始・終了時間が若干変動します。

会場

岩見沢広域総合福祉センター 2階 研修室1・2・3
岩見沢市11条西3丁目1番地9

定員

15人(申込み順) 申込締切：9月19日(木)まで

対象

- ・原則全日程を受講可能な満25歳以上の岩見沢市民の方
- ・成年後見制度、社会貢献活動に関心があり、将来市民後見人として活動する意欲のある方
- ・民法847条に定める後見人の欠格事由に該当しない方

【お申込み・お問い合わせ先】

☎0126-35-5210

〒068-0031 岩見沢市11条西3丁目1番地9

岩見沢市成年後見支援センター

(岩見沢市社会福祉協議会 生活支援係)

メール：iwasyakyo-seikatsu@aioros.ocn.ne.jp

まずはお気軽に
お問い合わせを！



(市民後見人登録までの流れ)

市民後見人として活動するためには、市民後見人養成講座（基礎編）、（フォローアップ編）の両方を受講する必要があります。フォローアップ編については、「基礎編」最終日に受講者の方に直接案内します。

市民後見人養成講座（基礎編） カリキュラム概要（全4日間）

【1日目】9月24日（火） （9：30～16：20）	開講式、市民後見概論、成年後見制度概論、精神障がい者の理解
【2日目】10月1日（火） （9：30～16：20）	高齢者・認知症の理解、知的障がい者の理解、福祉施設説明（高齢者施設）、対人援助の基礎、
【3日目】10月8日（火） （10：00～16：50）	後見人職務の実際、福祉施設説明（障がい者施設）、家庭裁判所の役割と成年後見制度、日常生活自立支援事業とのかわり
【4日目】10月15日（火） （10：30～16：10）	任意後見制度、市民後見人のサポート体制、全体の振り返り、閉講式



市民後見人養成講座（フォローアップ編） カリキュラム概要予定（全5日間）

【1日目】10月29日（火） （10：00～16：20）	開講式、障がい者を取り巻く関連制度・施策、高齢者を取り巻く関連制度・施策、税務申告制度
【2日目】11月5日（火） （10：00～16：20）	民法の基礎、個人情報保護、公的医療保険、年金制度
【3日目】11月12日（火） （10：00～16：10）	生活保護制度、消費者被害、成年後見の実務演習
【4日目】11月19日（火） （10：00～16：50）	福祉施設説明（高齢者施設）、福祉施設説明（障がい者施設）、事例報告（専門職後見人の活動支援）、事例報告（市民後見人の活動支援）
【5日目】11月26日（火） （10：00～16：50）	意思決定支援、全体の振り返り、閉講式、登録説明会



登録申請

（令和7年1月～2月予定） 書類選考・面接選考



登録

（令和7年3月予定） 市民後見人として登録